

木質バイオマス循環利用普及促進事業実施要領

制定平成 31 年 3 月 29 日付け 30 信木利第 140 号
(最終改正 令和 7 年 3 月 27 日付け 6 信木利第 201 号)

(趣旨)

第 1 この要領は、木質バイオマス循環利用普及促進事業（以下「事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和 34 年 3 月 23 日付け長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）及び木材関係事業補助金交付要綱（平成 3 年 7 月 10 日付け 3 林業第 163 号。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 この要領で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 長野県産ペレット

ペレット（間伐材や製材端材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒形に固めた木質燃料をいう。）のうち、県内のペレット製造施設で製造されたものをいう。

(2) ペレットストーブ

ペレットを燃料に使用するストーブで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。

(3) ペレットボイラー

ペレットを燃料に使用するボイラーで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。

(補助事業者等)

第 3 この事業の補助事業者は、市町村とする。

2 この事業の事業実施主体（以下「間接補助事業者」という。）は、事業を実施しようとする市町村の区域に居住又は居住しようとする個人若しくは事業所を有する個人又は事業者であって、地方公共団体及び公共的団体を除く者とする。

(補助率及び補助対象事業費)

第 4 この事業の補助率は、要綱第 2 に規定するとおりとし、市町村が実施する補助事業の補助率は、市町村要綱等（市町村が定める補助金交付の要綱その他制度。以下同じ。）の規定に基づくものとする。

2 補助対象事業費は、間接補助事業者が購入するペレットストーブ又はペレットボイラー（以下「ストーブ等」という。）に係る経費のうち本体購入経費に対して、市町村が実施する補助事業の補助金額とし、かつ 10 万円を上限とする。

(事業の実施条件)

第 5 補助事業者は、規則、要綱及び要領の規定に基づくもののほか、木質バイオマスの利用促進に資する普及啓発を実施するものとする。

2 間接補助事業者は、規則、要綱及び要領の規定に基づくほか、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) ストープ等の購入に当たっては県内に事業所又は代理店を有する者から購入しなければならないこと。
- (2) 使用するペレットは、長野県産ペレットを使用すること。また、長野県産ペレットに関しあらかじめペレットの販売業者との間で、協定の期間（３年間）を記載した燃料供給に関する協定書を締結すること。

（事業計画書）

第６ 要綱第２に規定する事業を実施しようとする補助事業者は、木質バイオマス循環利用普及促進事業計画書（様式第１号）を作成し、地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

- ２ 局長は、前項の規定による計画書の提出があったときは、当該年度の予算措置状況に基づき補助金額を審査し、適当と認められるときは補助事業者に対し、計画書の承認及び内示を行うものとする。

（早期着手）

第７ 補助事業者は、第６に規定する承認を受けた事業に関し、交付決定前に事業に着手することはできない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき
- (2) この事業と関連した施設の整備その他業務と併せて早期に着手する必要があるとき
- (3) 前各号に掲げるものの他、局長が特に必要と認めるとき

- ２ 補助事業者は、早期着手をするときは、木質バイオマス循環利用普及促進事業早期着手協議書（様式第３号）を作成し、局長に提出するものとする。

- ３ 局長は、前項の協議があったときは、第１項各号に掲げる事項に該当し、かつ、協議内容が適当と認められる場合は補助事業者に対し、同意するものとする。

- ４ 局長は、前項に規定する通知に早期着手の同意の条件を記載することとし、その条件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定前に発生した事故等の責は事業主体が負うこと。
- (2) 補助対象事業及び補助金は、補助金の交付決定のときに変更することがあること。

（補助金の交付）

第８ 補助事業者は第６の第２項に規定する通知による補助金額の内示を受けたときは、速やかに木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金交付申請書（様式第２号）を作成し、局長に提出するものとする。

- ２ 局長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を審査の上、交付決定をし、その旨を補助事業者に通知するものとする。

- ３ 局長は、前項の通知に要綱第３第２項に規定する条件を記載することとし、その条件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、間接補助事業者に対し、規則、要綱及び要領に従わなければならない旨指導し

なければならないこと。

(2) 補助事業者は、間接補助事業者に対し、補助事業により取得した財産については、事業完了後においても善良に管理しなければならない旨指導しなければならないこと。

(3) 補助事業者は、間接補助事業者に対し、補助事業により取得した財産を、事業完了年度の翌年度から起算して5年間（以下「処分制限期間」という。）は、局長の承認を受けないで、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない旨指導しなければならないこと。

また、処分制限期間内に局長の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は当該収入の全部又は一部を知事に返還させることがある旨指導しなければならないこと。

ただし、天災地変その他止むを得ない事由のため、あらかじめ局長の承認を受けることができなかった場合は、転用又は用途変更後速やかに局長に報告し、所定の手続きを行う旨指導しなければならないこと。

局長の承認を受けて転用又は用途変更を行った場合は、当該設備等の設置に要した補助金の全部又は一部を局長に返還させることがある旨指導しなければならないこと。

(4) 局長は、補助事業者又は間接補助事業者が局長の付した条件に違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

（事業の変更）

第9 要綱第3第1項第1号に規定する重要な変更は、補助金額の増額または30%以上の減額とする。

2 補助事業者は、要綱第3第1項第1号の規定による変更及び、第1項に規定する重要な変更以外の変更を行おうとするときは、木質バイオマス循環利用普及促進事業変更承認申請書（様式第4号）により局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の申請があったときは、規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を確認の上、適当と認められるときは、補助事業者に対し、変更の承認及び内示を行うとともに、その旨を林務部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。なお、別に定める様式により報告とすることができるものとする。

4 補助事業者は、前項に規定する通知による補助金額の変更内示を受けたときは、速やかに木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金変更交付申請書（様式第4-2号）を作成し、局長に提出するものとする。

5 局長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を審査の上、変更交付決定をし、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10 補助事業者は、間接補助事業者に対する補助金の支払いが完了したときは、木質バイオマス循環利用普及促進事業実績報告書（様式第5号）を局長に提出するものとする。

2 局長は、必要に応じて、前項に規定する補助金の実績報告書の提出期限を定めることができる。

（調査）

第11 局長は、第10に規定する実績報告書の提出があったときは、次に掲げる事項について調査を実施するものとする。

- (1) 補助事業者の事業執行に関する事務手続きの確認
- (2) 間接補助事業者のストーブ等の購入先及び代金の支払いの確認
- (3) ペレットの販売業者との協定書の確認
- (4) その他事業計画書に記載された事項の確認

2 局長は、前項に規定する調査を実施したときは、木質バイオマス循環利用普及促進事業調査調書（様式第6号）を作成するものとする。

（補助金の額の確定）

第12 局長は、第11第1項に規定する調査の結果に基づき、補助金の額の確定をするものとする。

（補助金の請求）

第13 補助事業者は、補助金交付の請求を行おうとするときは、要綱第9に規定する木材関係事業補助金交付請求書を局長に提出するものとする。

（事業の中止、廃止又は完了期限延長）

第14 補助事業者は、要綱第3第1項第3号に規定する事業の中止、廃止又は完了期限を延長しようとするときは、要綱第5に規定する申請書を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、補助事業者に対し、承認を行うとともに、事業の中止、廃止については、その旨を部長に報告するものとする。なお、別に定める様式により報告とすることができるものとする。

（事業の実施報告等）

第15 補助事業者は、この要領の規定に基づく長野県産ペレットの使用実績を、事業完了年度の翌年度から起算して3年間、木質バイオマス循環利用普及促進事業使用実績報告書（様式第7号）を作成し、次に掲げる書類を添付の上、局長に報告するものとする。また、報告の期限は調査対象年度の翌年度の6月末までとする。

2 補助事業者は、前項の使用実績調査と併せて、間接補助事業者に対しペレットストーブ等に関する利用動向調査票（調査票第1号）により調査を実施し、前項の報告と併せて、局長に提出するものとする。なお、利用動向調査は、使用実績報告を行う3年間のうち、1回実施すればよいものとする。

3 局長は、前各項の規定による報告書等を取りまとめの上、7月15日までに部長に報告するものとする。

（事故報告）

第16 間接補助事業者は、処分制限期間内に天災その他の事故により、補助事業により取得した設備等の財産に事故があったときは、補助事業者に届け出るものとする。

2 補助事業者は、前項の報告を受けたときは、現地を調査し、局長に報告するものとする。

3 局長は、前項の報告内容が、天災その他の事故の事実と相違ないと判断できる場合には、補助金の返還を不要とする。

附 則

この要領は、令和 7 年度の事業から適用する。